

酒類業免許の人的要件の整備について

| | |
|-----------|--|
| 10条 | 免 許 の 拒 否 要 件 |
| 一 | 酒税法の免許、アルコール事業法の許可を取り消されたことがある場合（酒類不製造等、不販売によるものを除く） |
| 一 | 法人の免許取消し等前1年以内に業務執行役員であった者で当該取消処分の日から3年を経過していない場合 |
| 三 | 未成年者又は成年被後見人、被保佐人の法定代理人が欠格事由（一・二・七・八号）に該当している場合 追加 七号の二（下記参照） |
| 四 | 申請者又は法定代理人が法人の場合で、役員が欠格事由（一・二・七・八号）に該当している場合 追加 七号の二（下記参照） |
| 五 | 支配人が欠格事由（一・二・七・八号）に該当している場合 追加 七号の二（下記参照） |
| 六 | 免許の申請前2年以内に、国税又は地方税の滞納処分を受けている場合 |
| 七 | 国税・地方税に関する法令、酒類業組合法、アルコール事業法の規定により罰金刑に処せられ、又は国税犯則取締法等の規定により通告処分を受け、刑の執行を終わった日等から3年を経過していない場合 |
| 追加 七の二 | 未成年者飲酒禁止法、風俗営業等適正化法（未成年者に対する酒類の提供に係る部分に限る）、暴力団員不当行為防止法、刑法（傷害、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任等に限る）、暴力行為等処罰法により、罰金刑に処せられ、刑の執行を終わった日等から3年を経過していない場合 |
| 八 | 禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行を終わった日等から3年を経過していない場合 |